

編集委員会規程

(編集委員会)

第1条 公共選択学会は、学会誌『公共選択』を発行するために、編集委員会を置く。

2. 編集委員会は、学会誌の編集を行う。

(学会誌)

第2条 学会誌の発行は、原則として年1回とする。但し、論文に関してはJ-Stageを利用した逐次発行とし、当該年度発行分を持って年度末に1号とする。

(構成)

第3条 編集委員会は、編集委員長および大会企画委員を含む若干名の編集委員によって構成される。

2. 編集委員長は、会長が会員の中より理事会に推薦し、理事会が承認する。

3. 大会企画委員以外の編集委員は、編集委員長が会員の中より会長に推薦し、会長が承認して理事会に報告する。

(任期)

第4条 編集委員長の任期の始期及び終期は理事会の任期と同一とする。

2. 編集委員の任期は、編集を担当する学会誌が発行された日までとする。

(委員長)

第5条 編集委員長は、編集委員会を主宰し、学会誌の編集を統括する。

2. 大会企画委員長は、編集委員長と協議の下、特集論文を統括する。

(原稿)

第6条 学会誌は、次に定める原稿によって構成される。

一 査読委員会が掲載を可とした投稿論文

二 編集委員会が企画した特集論文

三 編集委員会が掲載を可とした書評原稿。ただし、編集委員会は掲載の可否の判断について査読委員会等の協力を得ることができる。

四 会長から依頼された学会記事

(論文等の掲載)

第7条 編集委員長は、査読委員会が掲載を可とした投稿論文の速やかな掲載に努めなければならない。

2 当該年度の号に掲載される全ての原稿のメ切は12月末とする。

(委員会の役割)

第8条 編集委員会は、学会誌の進行状況について、遅滞なく理事会に報告する。

2. 各号に掲載する査読論文、特集論文、書評、学会記事の総数は、当面10本程度とするが、会長・専務理事と協議を行うことができる。

3. 編集委員会は、原稿が執筆要項の規定を満たしていることを確認し、入稿する。

【第4項削除】

(電子化)

第9条 J-Stageに掲載された論文は、掲載号の発行から1年が経過した後には、非会員にも公開される。

2. 論文の著者は、次に定める電子化に伴う利用行為に同意するものとする。

一 当該論文をサーバに格納すること(送信可能化)

二 ネットワークを通じて当該論文を広く社会に無償で公開すること(公衆送信)

三 当該論文の保全のための複製を行うこと(バックアップ)

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会によって行われるものとする。

附則1 本規程は、2011年7月2日より施行する。

附則2 本規程は、2012年7月に刊行される学会誌『公共選択』編集から適用する。

附則3 本規程は、2011年7月16日より施行する。

附則4 本規程は、2012年9月19日より施行する。

附則5 本規程は、2013年3月23日より施行する。

附則6 本規程は、2019年3月1日より施行される。

附則7 本規程は、2023年3月5日より施行される。